

第 1 1 回青梅市選挙管理委員会会議録		
開催日時	令和6年10月7日 午前10時00分	
場所	市役所6階 601会議室	
出席者	委員長 川 鍋 信 夫	書記長 須 崎 満
	委員 根 本 太 夫	書記 山 崎 健 司
	同 山 下 秀 明	
	同 桑 原 顯 正	
記録者	書記 山 崎 健 司	
1. あいさつ 川鍋委員長		
2. 報告事項		
行事報告について 別紙報告のとおり		
3. 議 事		
付 議 案 件 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査執行計画につ		
いて 原案どおり決定		
議案第22号 衆議院議員選挙における投票用紙等の公示前交付について		
原案どおり可決		
4. そ の 他 (1) 今後の衆院選日程について 別紙のとおり		
(2) 次回委員会開催日程について		
日 時：令和6年10月14日（月）午前10時00分		
会 場：市役所6階 601会議室		
議 題：選挙人名簿登録者の決定について ほか		
(3) その他		

閉 会 日 時		令和6年10月7日 午前10時45分
---------	--	--------------------

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長
および委員ここに署名する。

令和6年10月14日

青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫
委員 根 本 太 夫
委員 山 下 秀 明
委員 桑 原 顯 正

第 1 1 回青梅市選挙管理委員会日程

令和 6 年 1 0 月 7 日
午後 3 時 3 0 分
市 役 所 6 階
6 0 1 会 議 室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 行事報告について
- 3 議 事 付 議 案 件 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査執行計画について
議案第 2 2 号 衆議院議員選挙における投票用紙等の公示
前交付について
- 4 そ の 他 (1) 今後の衆院選日程について
(2) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和 6 年 1 0 月 1 4 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
会 場 市役所 6 階 選挙管理委員会事務室
議 題 選挙人名簿登録者の決定について ほか
(3) その他

行事報告

(1) 都市選連関係

10月10日	都 市 選 連 次 長 ・ 係 長 ・ 一 般 職 員 研 修	東 京 自 治 会 館		中止
10月24日	都 市 選 連 次 長 ・ 係 長 会	東 京 自 治 会 館	15:00	中止

(2) 明るい選挙推進関係

11月15日	都 市 推 協 明 る い 選 挙 推 進 大 会	文京シビックホール	13:30	会長、役員、加藤
--------	------------------------------	-----------	-------	----------

その他

昭島市長選挙 告示日9月29日(日)、選挙期日10月6日(日)

令和 6 年 1 0 月 2 7 日 執行

衆 議 院 議 員 選 挙
最高裁判所裁判官国民審査
執 行 計 画

青 梅 市 選 挙 管 理 委 員 会

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査に関しては、次の要領により行うものとする。

I 衆議院議員選挙

1 選挙期日

(1) 公 示 日 令和 6 年 1 0 月 1 5 日 (火)

(2) 選挙期日 (投票日) 令和 6 年 1 0 月 2 7 日 (日)

※根拠法令 公職選挙法第 3 1 条第 3 項

2 選挙の名称

(1) 総称する場合 衆議院議員選挙

(2) 選出別に呼称する場合 衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙

衆議院 (比例代表選出) 議員選挙

(3) 小選挙区別に呼称する場合 衆議院議員選挙 (東京都第 2 5 区)

3 選挙すべき議員の数

(1) 衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙

各選挙区 1 人 (3 0 選挙区 3 0 人)

(青梅市は、東京都第 2 5 区に属し、ほか昭島市、福生市 (選挙長)、羽村市、あきる野市、西多摩郡 4 町村の合計 9 市町村で構成。)

(2) 衆議院 (比例代表選出) 議員選挙

東京都選挙区 1 9 人

4 立候補届出受付等

(1) 受付日時

令和 6 年 1 0 月 1 5 日 (火) (公示日)

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(2) 受付場所

福生市 (福生市もくせい会館 3 階会議室)

(3) 届出順位の決定

告示日の午前 8 時 3 0 分までに受付場所に到着した候補者が 2 人

以上いる場合は、くじにより届出順序を決定する。それ以降は受付順とする。

5 選挙人名簿への登録

(1) 基準日および登録日 令和6年10月14日（月）

年齢については、選挙期日（令和6年10月27日）現在による。

（参考）今回登録される者

年 齢 平成18年10月28日以前に出生した者

住 所 ①令和6年7月14日までに住民基本台帳法に基づく転入
の届出をし、引き続き青梅市に住所を有する者

②住所を移した者のうち、青梅市において住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、転出日後4か月を経過しない者

(2) 選挙人名簿の登録の移替えを行わない期間

令和6年10月1日（火）から10月27日（日）まで

6 候補者の選挙運動費用支出制限額

選挙人名簿登録者数（選挙時登録）×15円＋1,910万円

7 ポスター掲示場の設置（※公職選挙法第144条の2第1項）

(1) 設置数 218か所

(2) 設置時期 令和6年10月15日（公示日）からポスターを掲示できるように、あらかじめ設置する。

(3) 設置場所 別途委員会において定めるものとする。

(4) 掲示区画数 9区画（1区画の大きさ縦横42cm）

※掲示区画は7区画とし、残り2区画は予備区画（表示欄および注意欄を含む。）とする。

8 選挙公報の配布（※公職選挙法第170条）

令和6年10月25日（金）までに各世帯に配布する。

9 候補者氏名等（小選挙区選出）掲示の掲載順序を定めるくじを行う日

時および場所

- (1) 日 時 令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）午後 6 時 3 0 分から
(2) 場 所 青梅市役所本庁舎 6 階 選挙管理委員会事務室

10 投票用紙の規格

	衆議院議員選挙	
	小選挙区選出	比例代表選出
大 き さ	縦 1 2 8 mm × 横 8 0 mm (点字用は 縦 1 4 0 mm × 横 8 0 mm)	
体 裁	片面印刷	
用 紙 の 色	あさぎ色	ピンク色
文 字 等 の 色	黒色	黒色
委 員 会 の 印	黒色（刷込み式）	黒色（刷込み式）
点 字 の 表 示	シューギインショーセンキョク	シューギインヒレイダイヒョー

11 投票方法

自書式投票（小選挙区選出については候補者氏名を、比例代表選出については政党名をそれぞれ自書）

12 投票日時等

- (1) 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 7 日（日）午前 7 時から午後 8 時まで
※ただし、第 2 0 投票所のみ午前 7 時から午後 6 時まで
(2) 場 所 天ヶ瀬体育館（青梅市天ヶ瀬町 1 1 1 1 番地の 1）以下
3 4 か所（別紙 1 のとおり）

13 期日前投票

- (1) 青梅市役所期日前投票所

ア 期 間 令和 6 年 1 0 月 1 6 日（水）から 1 0 月 2 6 日（土）まで
イ 時 間 午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで
ウ 場 所 青梅市役所

(2) 河辺駅前期日前投票所

- ア 期 間 令和6年10月22日（火）から10月26日（土）まで
イ 時 間 午前9時から午後8時まで
ウ 場 所 青梅市中央図書館（青梅市河辺町10丁目8番地の1）

14 不在者投票

- (1) 期 間 令和6年10月16日（水）から10月26日（土）まで
(2) 時 間 午前8時30分から午後8時まで
(3) 記載場所 青梅市役所期日前投票所

※郵便等投票による不在者投票の申請受付は10月23日（水）まで
※10月22日（火）から10月26日（土）までは、午前9時から午後8時までの間、記載場所に河辺駅前期日前投票所を加える。

15 在外投票

指定在外選挙投票区の投票所および指定在外期日前投票所
第3投票区投票所（青梅市役所）

16 開票日時等

- (1) 日 時 令和6年10月27日（日）午後9時開始
(2) 場 所 住友金属鉦山アリーナ青梅
（青梅市河辺町4丁目16番地の1）

(3) 開票管理者および同職務代理人

ア 開票管理者 川 鍋 信 夫
（青梅市選挙管理委員会委員長）

イ 同職務代理人 根 本 太 夫
（青梅市選挙管理委員会委員長職務代理）

(4) 開票立会人

- ア 届出期限 令和6年10月24日（木）午後5時まで
イ 届出場所 青梅市役所本庁舎6階 選挙管理委員会事務室
ウ 開票立会人選任のくじを行う日時および場所
(ア) 日 時 令和6年10月24日（木）午後6時から
(イ) 場 所 青梅市役所本庁舎2階 203会議室

17 選挙会日時等

- (1) 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 9 日 (火) 午前 1 0 時
- (2) 場 所 福生市役所

18 選挙の規模 (想定)

(1) 選挙人名簿登録者数

1 1 1 , 3 2 4 人 (令和 6 年 9 月 定時登録者数)
(前回 1 1 2 , 5 7 1 人 投票率 5 5 . 1 8 %)

(2) 在外選挙人名簿登録者数 1 0 3 人 (前回 8 6 人)

(3) 投票所数 3 4 か所 (別紙 1 のとおり)

(4) 開票所数 1 か所 (住友金属鉦山アリーナ青梅)

19 投開票速報

(1) 投票状況速報

各投票所から本部への投票速報は、午前 8 時現在を第 1 回とし、以後 1 時間ごとに最終午後 8 時まで行う。

(2) 開票状況速報

ア 小選挙区選出

午後 9 時 3 0 分を第 1 回とし、以後 3 0 分おきに行う。
(前回確定時刻 午前 0 時 1 2 分)

イ 比例代表選出

午後 1 1 時 1 5 分を第 1 回とし、以後 1 時間おきに行う。
(前回確定時刻 午前 1 時 1 6 分)

1 审查期日

- ※根拠法令 最高裁判所裁判官国民審査法第2条

6 人

衆議院議員選挙における選挙人名簿に準ずる。

審査に付される裁判官の氏名等の掲示を、令和6年10月16日（水）から10月27日（日）までの間、1投票区につき1か所以上行う。

衆議院議員選挙における選挙公報に準ずる。

大 き さ	縦 1 2 8 mm × 横 8 0 mm (点字用は 縦 1 4 0 mm × 横 1 6 0 mm)
体 裁	両面印刷 (点字用は片面印刷)
用 紙 の 色	うぐいす色
文 字 の 色	黒色
委 員 会 の 印	黒色 (刷込み式)
点 字 の 表 示	コクミンシンサ

7 投票方法

記号式投票（罷免を可とする裁判官について、当該裁判官に対する記載欄に、×の記号を記載）

8 投票日時、期日前投票および不在者投票等

衆議院議員選挙における投票日時、期日前投票および不在者投票等に準ずる。

9 開票日時、開票管理者等

衆議院議員選挙における開票日時、衆議院（小選挙区選出）議員選挙にかかる開票管理者および同職務代理者に準ずる。開票立会人は、衆議院（小選挙区選出）議員選挙の開票立会人が兼ねる。

10 投開票状況

(1) 投票状況

衆議院議員選挙における投票状況速報に準ずる。

(2) 開票状況

衆議院（比例代表選出）議員選挙の開票確定と同時に行う。

Ⅲ 啓発実施計画

別紙2のとおり

投票区名	建 物 名 称	所在地
第 1 投票区	天ヶ瀬体育館	青梅市天ヶ瀬町 1 1 1 1 番地の 1
第 2 投票区	青梅市立第一小学校体育館	青梅市本町 2 2 3 番地
第 3 投票区	青梅市役所	青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1
第 4 投票区	青梅市大門市民センター体育館	青梅市大門 2 丁目 2 8 8 番地
第 5 投票区	青梅市新町市民センター体育館	青梅市新町 4 丁目 1 7 番地の 1
第 6 投票区	青梅市今井市民センター体育館	青梅市今井 2 丁目 9 0 8 番地の 1
第 7 投票区	千ヶ瀬町自治会館	青梅市千ヶ瀬町 3 丁目 3 8 9 番地
第 8 投票区	青梅市立河辺小学校体育館	青梅市河辺町 5 丁目 2 4 番地
第 9 投票区	友田町自治会館	青梅市友田町 4 丁目 2 0 6 番地
第10投票区	青梅市長淵市民センター体育館	青梅市長淵 6 丁目 4 9 2 番地の 1
第11投票区	駒木町会館	青梅市駒木町 1 丁目 2 番地の 1
第12投票区	日向和田 2 丁目自治会館	青梅市日向和田 2 丁目 3 7 1 番地の 1
第13投票区	畑中公会堂	青梅市畑中 2 丁目 5 4 8 番地の 1
第14投票区	青梅市梅郷市民センター体育館	青梅市梅郷 3 丁目 7 4 9 番地の 1
第15投票区	柚木生産森林組合事務所	青梅市柚木町 2 丁目 3 1 2 番地の 4
第16投票区	青梅市立第六小学校	青梅市二俣尾 3 丁目 9 0 3 番地の 1
第17投票区	二俣尾 5 丁目第 2 自治会館	青梅市二俣尾 5 丁目 1 6 1 4 番地
第18投票区	青梅市沢井市民センター	青梅市沢井 2 丁目 6 8 2 番地
第19投票区	御岳会館	青梅市御岳 2 丁目 2 9 4 番地
第20投票区	御岳山ふれあいセンター	青梅市御岳山 3 8 番地の 2
第21投票区	富岡 1 丁目自治会館	青梅市富岡 1 丁目 9 3 番地
第22投票区	青梅市小曾木市民センター体育館	青梅市小曾木 3 丁目 1 6 5 6 番地の 1
第23投票区	黒沢 2 丁目第 1 自治会館	青梅市黒沢 2 丁目 7 8 3 番地の 1
第24投票区	成木 2 丁目公会堂	青梅市成木 2 丁目 3 1 1 番地の 1
第25投票区	青梅市成木市民センター	青梅市成木 4 丁目 6 4 4 番地
第26投票区	成木 7 丁目自治会館	青梅市成木 7 丁目 1 2 0 4 番地の 5
第27投票区	青梅市立第四小学校体育館	青梅市東青梅 6 丁目 1 番地の 1
第28投票区	新町 7・8・9 丁目自治会館	青梅市新町 8 丁目 5 番地の 5
第29投票区	青梅市立霞台小学校体育館	青梅市新町 1 丁目 3 5 番地の 1
第30投票区	青梅市立若草小学校体育館	青梅市新町 1 丁目 1 5 番地の 1
第31投票区	青梅市東青梅市民センター体育館	青梅市師岡町 3 丁目 9 番地の 6
第32投票区	青梅市立藤橋小学校	青梅市藤橋 3 丁目 1 3 番地の 1
第33投票区	青梅市立新町小学校体育館	青梅市新町 5 丁目 2 1 番地の 1
第34投票区	河辺北会館	青梅市河辺町 1 0 丁目 1 6 番地の 1 2

衆議院選挙啓発実施計画（案）

項 目	数 量	実施期間	実 施 計 画
広 報 お う め	39,700部	臨時号 10月15日号	選挙期日等の周知、期日前・不在者投票、郵便投票等のお知らせ
啓 発 塔	1基	10月	東青梅駅前に掲出
横 断 幕	3幕	〃	市役所、総合体育館、河辺駅北口にそれぞれ掲出
ポ ス タ ー	300枚	〃	市施設、市内店舗、金融機関および各地区の掲示板等に掲出
の ぼ り 旗	20本	〃	市役所、各市民センター、河辺駅前期日前投票所に掲出
チ ラ シ	43,000枚	〃	選挙期日等の周知（市役所、各市民センターほか自治会回覧、新聞折込等）
市 内 一 円 の 啓 発	－	－	庁用車、タクシー等の側面に掲出
啓 発 資 材 配 布	ポケットティッシュ 6,500個	〃	各地区啓発で配布
店 内 放 送	8店舗	〃	市内店舗の協力により、店内放送等による投票呼びかけ
防 災 行 政 無 線	市 内 全 域	10月26日 10月27日	防災行政無線による投票呼びかけ、投票状況の速報
イ ン タ ー ネ ッ ト		10月	市ホームページでの選挙期日等周知、投開票状況の速報
メ ー ル 配 信		10月26日 10月27日	市メール（行政情報）での選挙期日等の周知
公 式 エ ッ ク ス		10月	公式エックスによる選挙期日等の周知、市ホームページへの誘導
公 式 L I N E		〃	公式LINEによる選挙期日等の周知、市ホームページへの誘導
う め P O N		〃	河辺期日前・当日投票所の緩和策として、市役所期日前投票所への誘導

※実施に当たり、青梅市明るい選挙推進協議会において協議する

※今後変更となる場合がある

衆議院議員選挙における投票用紙等の公示前交付について

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 53 条第 1 項および第 59 条の 4 第 4 項の規定にもとづく投票用紙および投票用封筒の郵便による発送を、選挙の期日の公示の前日から行うこととする。

令和 6 年 10 月 7 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法施行令

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、**その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム**（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、**原子爆弾被爆者養護ホーム**（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、**国立保養所**（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、**身体障害者支援施設**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、**保護施設**（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、**刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、**その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、**直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立て、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。**

2～7（省略）

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、**第五十条第一項、第二項又は第四項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、**その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、第五十条第五項の規定により提示された文書について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、**投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに**（第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合にあっては、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日（**郵便等をもつて発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日**）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときにあっては当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者であるときにあっては当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

一 **第五十条第一項の規定によつて請求を受けた場合にあっては、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもつて発送する。**

二 第五十条第二項の規定によつて請求を受けた場合にあっては、選挙人に直接に交付する。

三 第五十条第四項の規定によつて請求を受けた場合にあっては、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

2～4（省略）

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、**選挙の期日前四日までに**、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、**郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。**

2 第五十九条の三の二第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人（第五十九条の三の二第五項の規定による記載を受けているものを除く。）は、前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとする場合においては、同項の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人となるべき者をして同項の文書に、当該選挙人の署名に代えて、当該選挙人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該文書に署名をしなければならない。

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、法第四十四条第三項に規定する文書を提示しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、**第一項の規定による請求を受けた場合において**、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、前項の規定により提示された文書について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めたときは、**直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）**投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に**郵便等をもって発送しなければならない。**この場合においては、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入しなければならない。

令和6年10月27日執行 衆議院議員選挙日程表（案）

月日	曜日	行事名	時 間	場 所	出席者	備考
9月29日	日					
9月30日	月	衆議院解散日程記者会見	15:00	通知		各種依頼開始～
10月1日	火	臨時国会初日・首班指名				
10月2日	水	東京第25区担当者会議	13:30	Zoom	事務局	
10月3日	木					
10月4日	金	所信表明演説				
10月5日	土					
10月6日	日					
10月7日	月	委員会	15:30	601会議室	委員、事務局	選挙執行計画決定
		衆議院議員選挙事務説明会	18:00	teams	事務局	
10月8日	火					
10月9日	水	党首討論・衆議院解散（臨時国会期末）				
10月10日	木					ハガキ抜き
10月11日	金					郵便局ハガキ受領
10月12日	土					
10月13日	日					
10月14日	月	委員会	10:00	選管事務室	委員、事務局	選挙時登録
		公示・立候補届出日				
10月15日	火	立候補届出受付	終 日	福生市役所	事務局	
		委員会	18:30	選管事務室	委員、事務局	氏名等掲示くじ
10月16日	水	期日前開始【市役所】				
10月17日	木					
10月18日	金					
10月19日	土	投票所備品配送準備	終 日	長淵倉庫	兼務書記	
10月20日	日					河辺準備
10月21日	月	投票管理者・職務代理者打合せ	14:00	204～206	委員長、事務局	
		開票責任者打合せ	16:00	204～206	委員長、事務局	
10月22日	火	期日前開始【河辺駅前】				
		人材派遣当日説明会	14:00	204～205	人材派遣	
		従事職員新人説明会	17:30	204～205	事務局	
10月23日	水	計数会	9:00		人材派遣	（組合選挙）
10月24日	木	委員会	18:00	203会議室	委員、事務局	開票立会人選定
10月25日	金					
10月26日	土					
		投開票日				
10月27日	日	委員会	10:00	選管事務室	委員、事務局	選挙人名簿抹消
		開票立会人説明会	14:00	204会議室	委員長、事務局	
10月28日	月					【開票録福生使送】
10月29日	火	選挙会	10:00	福生市役所	事務局	

8:30-